

## 提案依頼書

### 1. 件名

2026年度不登校支援における校内教育支援センターの機能強化に向けた実態調査業務

### 2. 目的

文部科学省の「COCOLO プラン」に基づく不登校支援の推進に加え、こども家庭庁による居場所づくり支援事業の拡充など、現在、省庁の枠を超えて不登校児童生徒への学びと居場所の保障が進められている。当財団は長らく、様々な困難に直面する子どもたちのための「子ども第三の居場所」事業を支援してきた実績を持つ。こうした知見を背景に、公教育において「誰一人取り残されない教育」を実現するための不可欠な要素として、学校内に設置される「校内教育支援センター（以下、センター）」の機能強化に注目している。

センターは、登校はできるものの、教室に入ることが難しい子ども等を対象とした、空き教室等を活用した居場所である。在籍学級と家庭の間に位置するセンターは、個別学習のほか、落ち着いて過ごしたり、相談したりすることができるため、「心のよりどころ」として、子どもにとって安心・安全な学習環境となりつつあり、不登校が長期化・固定化する前の早期対応を可能にするセーフティーネットとして、また地域や家庭の経済状況に左右されない学びの機会を保障する場の一つとして、センターが果たすべき役割は今後ますます大きくなることが予想される。

しかし、設置が促進されている一方で、現場では効果的な運営方法が未だ確立されておらず、センター運営をめぐる以下の課題が顕在化している。

- 各センターのスタッフ配置、設備、活動内容等の運営詳細が網羅的に把握されていない。
- センターの存在が子どもの心理的安全性の確保や学校との継続的な接点の維持にどのような影響を与えているかが明らかにされていない。
- 「人（体制）」「物（環境）」「財源（予算使途）」「活動内容」に関する全国的なニーズの把握がされていない。

以上の点を踏まえて、効果的に機能している支援モデルを選定し、その特徴を見出していく必要がある。本業務の目的は、子どもたちの「心のよりどころ」として機能するセンターの構成要素を特定し、今後の効果的な支援ニーズの明確化、および国や自治体への政策提言、当財団による戦略的助成のあり方を検討するための基礎資料を得るものである。

### 3. 業務委託期間

2026年6月下旬（所定の手続き完了後）から2026年12月31日まで

### 4. 調査概要

本業務の趣旨を踏まえ、以下の(1)から(3)を実施する。各工程の細部については、当財団担当者および当財団が指定し契約する有識者と協議・連携しながら、円滑に業務を遂行すること。

- (1) 全国の教育委員会（都道府県・基礎自治体）を対象とした定量調査
  - ① 全国のセンター設置状況、スタッフ配置等の運営実態を網羅的に把握するためのアンケート調査を実施する。
  - ② 受注者は、調査票の配布および回収（またはオンライン回答の案内）を行うとともに、回答者から来る質問・問い合わせに回答するなど、事務局機能を構築すること。
  - ③ 調査票の設計にあたっては、教育委員会（都道府県・基礎自治体）等の回答者が趣旨を正しく理解し、円滑に回答できる形式（Google フォーム等）を採用すること。
- (2) モデル校への定性調査
  - ① 当財団担当者および当財団が指定する有識者と協議・連携しながら、効果的な支援を展開するモデル校（小中学校各5校程度）を選定し、各校の設置目的およびその達成に向けた具体的な取り組み内容について、詳細なヒアリングと現地視察を実施すること。
  - ② センターの工夫など、数値化しにくい要素を構造的に抽出・分析すること。
- (3) 調査結果のまとめ・分析および提言
  - ① 専門知識のないステークホルダーにも理解しやすいよう、地域別等の実態を可視化（グラフィック化）した報告書を作成するとともに、今後の施策や成功のあり方について具体的な提言を行う。
  - ② 収集したデータを多角的に分析し、子どもたちの「心のよりどころ」として機能するために必要な構成要素を特定し、分類・モデル化する。

## 5. 調査要領

本業務の遂行にあたっては、以下の要領に基づき設計・実施すること。ただし、「2. 目的」に記載の目的を勘案し、提案者の専門性・知見に基づき、以下の調査要領とは異なる調査要領の提案（又は以下の調査要領に加えて追加の調査手法の提案）をすることを妨げるものではない（ただし提示予算の範囲内において提案すること）。

※別紙1にて、定量調査における調査項目案を提示しているが、調査イメージを伝えるための参考資料であり、本資料と異なる提案をすることを妨げるものではない。

### 【定量調査】

- (1) 調査対象者
  - ① 全国の教育委員会（都道府県・基礎自治体）
  - ② 回答主体は、設置主体である教育委員会（都道府県・基礎自治体）とする。

- (2) 調査方法
  - ① 教育委員会（都道府県・基礎自治体）から回答依頼を活用した配布・回収を行う。
  - ② 回答・集計には、Web アンケートシステム（Google フォーム等）を活用すること。併せてメールおよび郵送にて、自治体が質問項目を確認・決裁をできるように、紙面やデータ（PDF 等）を送付すること。
- (3) サンプル数
  - ① 全国の教育委員会（都道府県・基礎自治体）を母集団とし、統計的有意性を担保するため、可能な限り高い回収率の確保に努めるものとする。
- (4) アンケートの回答及び回収期間
  - ① 2026 年度 8 月中
- (5) アンケート調査票
  - ① 調査項目案（別紙 1）のセクション①・②を参考に設計すること。「2. 目的」に記載の目的を達成するために効果的な、具体的な提案を評価する。
  - ② 現場の負担を考慮し、選択式を主軸とした回答しやすい構成とすること。
  - ③ 将来的なデータの二次利用（匿名化した上での外部研究者への提供や社会的価値の試算への活用）に関する手続きを検討すること。

#### 【定性調査】

- (1) 調査対象者
  - ① 当財団担当者および当財団が指定し契約する有識者と協議・連携しながら選定した効果的な支援を行っているモデル校（小学校 5 校、中学校 5 校程度）。
  - ② 学校長、センター担当スタッフ、およびセンターに通う子ども。
- (2) 調査方法
  - ① 現地訪問による原則対面ヒアリングおよび施設視察。
  - ② 調査員として、不登校支援や教育行政に精通した専門者を配置すること。
  - ③ 調査実施時に、回答者および対象校に対し、将来的なデータの二次利用（匿名化した上での外部研究者への提供や社会的価値の試算への活用）に関するインフォームド・コンセント（説明と同意）を適切に取得し、同意書等のエビデンスを添えること。
- (3) 調査期間
  - ① 2026 年度 9 月中
- (4) ヒアリングシート
  - ① 調査項目案（別紙 1）のセクション③～⑥を参考に、現場の創意工夫や課題（人・物・財源・活動）を深掘りできる項目を設計すること。「2. 目的」に記載の目的を達成するために効果的な、具体的な提案を評価する。
  - ② 定量調査の結果に基づき、詳細な質問項目を確定すること。

## 6. 業務内容

下記の業務について、当財団担当者と協議・連携しながら、円滑な業務を実施すること。

### (1) スケジュール作成と管理

- ① 本業務に係る設問設計、調査票の作成、集計作業、分析作業、報告書の作成のためのスケジュール作成と管理を行うこと。

### (2) 定量調査票の企画・設計

- ① 調査票の内容等については、当財団と協議の上、設計すること。提案にあたっては、「2. 目的」に記載の目的を勘案し、具体的な調査項目を提案すること。
- ② 質問に対する回答は主に選択式、必要に応じて自由回答とすること。
- ③ 調査票の設計にあたっては、回答者が設問の趣旨を理解しやすく回答しやすいように工夫すること。
- ④ 設問設計に必要な情報収集、類似調査の確認、誘導質問を避けるための確認、信頼性を担保するための品質管理（有効回答数の設定等）を行うこと。

### (3) 定量調査の集計・分析

- ① 調査票に記入間違いがないかどうか点検した上で集計すること。
- ② 学校種別、地域別、回答別といった特性を把握できるように集計、分析すること。
- ③ 回答者が不足した場合は、必要に応じて追加集計を行うこと。
- ④ 自由回答については、以下のような回答者を除外し集計すること。
  - A) 「ああああ」等の回答の意思が感じられない回答
  - B) 質問の内容とは無関係の回答
  - C) 調査テーマとは無関係の回答
  - D) その他、不正回答の疑いが高い回答
- ⑤ 集計時点で当財団と結果を確認し、分析や報告書の作成について協議すること。

### (4) 定性調査の企画・設計

- ① ヒアリング項目の内容については、当財団と協議の上、設計すること。提案にあたっては、「2. 目的」に記載の目的を勘案し、具体的なヒアリング項目を提案すること。
- ② ヒアリング項目の設計にあたっては、回答者が設問の趣旨を理解しやすく回答しやすいように工夫すること。

### (5) 定性調査の分析

- ① ヒアリング終了後、当財団と結果を確認し、分析や報告書の作成について協議すること。

- ② 収集されたデータを多角的に検討し、当財団が戦略的な助成を行う上での指針となるような、先駆的な事業展開のあり方を提言すること。

(6) 報告書作成

- ① 当財団と十分協議の上、分析・データの加工・図表作成などを行うこと。
- ② 分析を担当する者は、調査票設計から集計結果の分析まで一貫して関わること。
- ③ 学校種別、地域別、回答別といった特性を把握できるように調査報告書・調査詳細分析報告書を作成すること。
- ④ 結果を報告する際は、調査結果と解釈および導き出された結論や提案を明確に区別できる体裁にすること。

## 7. 業務スケジュール

本業務の工程は以下の通りとする。

- 7月：
  - 定量調査：項目案設計（教育委員会が回答しやすい形式）
  - 定性調査：項目案設計、視察候補先の選定・日程調整
- 8月：
  - 定量調査：アンケート配信、データ回収
  - 定性調査：視察候補先の選定・日程調整
- 9月：
  - 定量調査：定量データ分析の開始
  - 定性調査：現地ヒアリング
- 10月～11月：
  - 事業実施報告書（外部公開・メディア用）
  - 調査詳細分析報告書（内部検討・研究用）
  - ※本定量調査、定性調査に関する記者発表：11月初旬予定
- 12月：
  - 記者発表後、納品物を最終確認し、修正後納品

## 8. 成果物（納品物）

(1) 調査報告書（外部公開・メディア用）

- ① 内容：下記（2）の調査詳細分析から、社会的に波及効果の高い重要トピックを厳選し、外部公開用・メディア向けに再構成して発信するための報告書。
- ② 形式：A4判 30頁程度（PDF および編集可能データ）。
- ③ 要件：専門知識のない一般層やメディア関係者が直感的に理解できるよう、図表やグラフィックを多用し、視認性の高い形式にすること。

(2) 調査詳細分析報告書（内部検討・研究用）

- ① 内容：本報告書では、定量・定性調査の統合的分析を通じて現状の課題を特定するとともに、センターの特性を「人・物・財源・活動」の4つの観点から類型化する。政策提言および当財団の助成の検討材料とするための報告書。
- ② 形式：A4判100頁程度（PDFおよび編集可能データ）
- ③ 要件：統計的根拠、自由記述の定性的分析、個別ヒアリングの深掘り結果などを網羅し、将来的に研究者や専門職がエビデンスとして活用可能な理論的整合性を備えること。

(3) 調査ローデータ一式（二次利用・エビデンス用）

- ① 内容：調査プロセスで得られた全ての基礎データ。外部研究者による二次分析に供することを前提とした形式で納品すること。
- ② 形式：
  - A) 定量調査：Web アンケート（Google フォーム等）の全回答データ（Excel等）。
  - B) 定性調査：個別ヒアリングの記録（文字起こし等）および視察時の記録写真等。
- ③ 要件：
  - A) 個人情報や学校特定情報を適切に匿名化（マスキング）処理し、特定の個人や団体が識別されないよう配慮すること。ただし、分析に必要な属性情報（地域区分、学校種別等）は、二次分析の有用性を損なわない範囲で保持すること。

9. 受託事業者を求める能力

学校教育や不登校支援に関する知見を有していること。また、各種調査・分析等の経験および実績を有していること。自治体や教育委員会と関係性があり、回収率を上げる施策を立てられること。定量調査及び定性調査の実績があること。

10. 実施体制

(1) 責任者

- ① 受託業者は管理・運営業務の全体を統括する責任者を1名選任し業務に当たらせる。
- ② 本業務と内容が近い受託業務に責任者として複数回携わったことのある者から選任すること。

(2) 担当者

- ① 受託業者は、財団担当者との日常的な連絡窓口となる1名の担当者を配置すること。

## 11. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当財団に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、当財団が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、当財団が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 12. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について当財団担当者に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、当財団担当者から要機密情報を提出された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- (3) 受託者は、当財団個人情報保護方針に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて当財団担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、当財団担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、委託業務において受託者が作成した情報についても、当財団担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること（参考：個人情報保護方針 <https://www.nippon-foundation.or.jp/privacy>）。

### 13. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、当財団と協議して定めることとする。

### 14. 提案内容

提案書の作成にあたっては、以下の項目を必ず盛り込むこと。なお、本評価には担当部署以外の者も関与するため、専門用語等はわかりやすく記載すること。

#### (1) 責任者

##### ① 類似業務の経験/能力：

A) 本業務に類似する業務の受注実績（主に直近3年間のもの）を提示すること。

#### (2) 業務執行体制/バックアップ体制：

① 本業務を円滑に遂行するための業務執行体制（再委託を行う場合は再委託先含む）、欠員・トラブル等におけるバックアップ体制を提示すること。

② 定性調査においては、調査員として、不登校支援や教育行政に精通した専門者を配置することを求めているため、候補となる者の経歴と、人数を含めて提案すること。

#### (3) 関係法令：

以下について提示すること。

A) 本業務に関連しうる法令

B) 当該法令に関する研修実施の有無・頻度

C) 子どもを対象とした社会調査における倫理性・安全性を担保するための指針

D) マニュアル・方針・規程等の存否

E) 著作権等の扱い及び情報セキュリティの確保に関する対応方針

#### (4) 業務責任者及び担当者の経験/能力：

① 責任者及び各担当者の類似業務実績（主に直近3年間のもの）、経歴、資格等を提示すること。

#### (5) 業務方法：

① 本業務を円滑に遂行するための具体的な業務手法について、以下の内容を盛り込んで提示すること。

A) 全国の実態を明らかにするための分析方法の提案

B) 定量調査のヒアリング項目

C) 定性調査のヒアリング項目

D) 定性調査の視察候補先

E) 定量調査の回収率を高めるための施策

#### (6) 作業計画：

- ① 本業務を円滑に遂行するための実現可能な詳細スケジュールを提示すること
- (7) 提案価格：
  - ① 本事業を効率的に遂行するため、適切な価格となるようコストダウンにつながる工夫を検討し提案すること。
  - ② 見積書や価格の算定において「一式」の表現はせずに、人月や工数等の具体的な内訳を明記すること。
  - ③ なお、提案価格については価格の多寡だけでなく、提案内容との妥当性に基づき評価する。
- (8) 上記「9.受託事業者に求める能力」について、提示すること。
- (9) 上記「11. 著作権等の扱い」について、どのように行うのか具体的に提案すること。
- (10) 上記「12. 情報セキュリティの確保」について、どのように推進するのか具体的に提案すること。

#### 15. 予算上限

20,000,000 円（税込）

#### 16. 参考情報

- (1) 別紙 1：調査項目案
- (2) 文部科学省「COCOLO プラン」  
[https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt\\_jidou02-000028870-cc.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf)
- (3) 文部科学省「不登校児童生徒への支援について」  
[https://www.mext.go.jp/content/20250410-mext\\_kyoiku01-000041658\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250410-mext_kyoiku01-000041658_03.pdf)
- (4) こども家庭庁「こども若者参画・意見反映ガイドライン」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/67825f7e/20240321\\_policies\\_iken\\_ikenhanei-guideline\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/67825f7e/20240321_policies_iken_ikenhanei-guideline_01.pdf)